

No.	質疑内容等	回答など
1	<p>JR鹿児島本線上り側、高島踏切について 警報機及び遮断機はあるが、人・自転車・バイク・車が一時停止して左右確認を行う時、木と草が邪魔で、踏切内に入らないと見通せない。 木と草は、列車に当たる程に迫っている。 通学路にもなっていて、通り抜けの車の量も増加傾向で、多くの人と車は、警報機と遮断機だけを信じて通過している。 過去に大きな事故が起きている所であり、JRに対して、見通しが良い安全な踏切になるように、改善要望をお願いしたい。</p>	<p>令和7年10月31日にJR九州博多保線区に連絡を行い、見通しの改善について要望を行いました。 JR九州博多保線区からは、「早く12月上旬、遅くとも年内には伐採を行います」と回答がありました。 また、上野地区についても、草が生えて見通しを悪くしていましたが、JRに要望し、伐採されています。ただし、民家があるところについてはまだ伐採されていないので、再度要望しています。</p> <p>【後日追記】 JR九州博多保線区から、「他の保線作業との兼ね合いにより作業が遅れたが、1月19日に行う」との連絡があり、作業は完了しています。</p>
2	<p>野良ネコについて 奈良田、南奈良田付近で2、3匹の野良ネコか飼いネコが、車や農機具に上がって汚したり、庭にフンをしたりして困っている。 このようなネコを保護してもらえないか。</p>	<p>猫はみだりに捕獲し駆除することはできません。 一時的な対策ですが、猫が嫌う音波を発生させ、猫を寄せ付けなくする猫避け器をまちづくり課で貸し出していますので、一度ご利用いただければと思います。 猫が増えないよう、愛護団体のハッピーキャッツさんに協力をいただき、猫の捕獲、去勢手術後、地域に戻す活動に取り組んでいます。</p>

No.	質疑内容等	回答など
3	<p>開発について</p> <p>①現在、基山町のいろいろな所で開発が行われているが、水利に恵まれ、イノシシ等の被害の少ない作りやすい農地をつぶしてまでやらなくてはいけないのか。松田町長が今後、どのようにしたいのか展望をお聞かせください。</p> <p>②基山町が主体となって地区開発をすることはできないのか。</p>	<p>①7区では、島廻地区、野口地区については、地権者の合意があったため、開発を実施しました。南奈良田地区については、地権者のみなさん全員が合意していないと聞いています。地権者全員が合意して、周辺の皆さんとの話し合いがスムーズにいけば、考えていかなければいけないと思っています。また、農業を続けたいと思っている方がいらっしゃれば、そのお気持ちを尊重したいと思っています。</p> <p>②地区計画は、町が主導で行うものですが、町が土地をいくらで買い取るかということが重要になります。町が土地を高値で買い取ることは難しいうえ、町が買い取った土地が売れるかどうかということや進出企業が出てくるかどうかという懸念もあります。</p> <p>そこで、町が主体ではありますが、協力いただける企業が土地の金額を決めて、地域の方と交渉をするという方法で行っています。金額を提示しないと地権者の方も考えることができないと思います。ただし、町が主体ですので、町と企業と一緒に進めていくことが重要であると考えています。</p> <p>この質疑をされた方やこの質疑内容について関心がある方等と意見交換をしたいと考えています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
4	<p>千夫・長野線のポラードについて</p> <p>①丸都運輸の所の横断歩道の両側にあるポラード2本が、だいぶ前から倒れたままになっているため、修繕をお願いしたい。(写真あり)</p> <p>②周辺の新近井手の水門やガードレールに車がぶつかり壊されているので、防犯カメラの設置をお願いしたい。</p>	<p>①現在、倒れていたポラードについては、応急処置として、切断し撤去しています。今後、早急に修繕を行います。</p> <p>本来、ポラードは2本が対になって設置されていますが、ポラードが1本だけ設置されているところがあります。ポラードは1本だけでは、役に立たないと思いますが、駐車場に入る時にポラードが邪魔になるという理由のようです。ポラードは、子どもたちの待機場所に車が飛び込まないために設置するものです。1本だけの設置が適切であるかということや現在のポラードの設置箇所が適切であるかということについては、今後、区の皆さんと協議し、対応したいと考えています。</p> <p>②該当の箇所については、事故が起きやすい場所であるため、防犯カメラの設置について、来年度予算を要求したいと考えています。</p> <p>また、接触防止対策として、曲がり角にラバーポールを12月末までに設置します。</p> <p>【後日追記】</p> <p>②ラバーポールについては、1月6日に1本設置を完了しています。</p>
5	<p>所有者不明の土地(墓地)について、長野組合で年間2~3回の草刈りをしている。高齢化が進み、管理が難しくなりつつあり、労力のほかに費用も必要である。長野組合の土地(墓地)ではないので、改善策を教えてください。(地図あり)</p>	<p>墓地を売ったり活用したりする場合には、先祖を徹底的に調べる必要があるなど、墓地に関する知識と経験のある司法書士をお願いしないと難しいです。</p> <p>この土地の子孫の方はいらっしゃらないということであれば、町の方で司法書士をお願いしたいと思います。</p> <p>墓地であるため、この土地を買いたい、借りたいという方がいないと活用は難しいと思います。</p>

No.	質疑内容等	回答など
6	<p>(補足質問) 司法書士の費用については、どうなるのか。</p>	<p>司法書士だけではなく、不動産業者も含めて、売ったり貸したりの活用法のアドバイスをもらいながら進めていくことになると思います。司法書士の費用は、活用後の費用から成功報酬で支払うことになると思います。 この件の担当課は、定住促進課です。</p>
7	<p>町道の法面や歩道等に草が生い茂っているため歩きにくい箇所があるが、今後草刈りなどの町道管理はどのように対応してもらえるか。</p> <p>(当日補足) 具体的には、 ・通学路である荒籠線の踏切前後の狭い歩道、丸都運輸からグリーンベルトの工場際の町道側(丸都運輸からマックスバリュ付近まで) ・山下踏切から西長野に抜ける狭い町道 ・今後、田んぼがなくなって工場が建設された際の町道(例:野口・日恵寺線)</p>	<p>町道の法面の草刈りについて、道路の上法面は土地管理者での管理、道路の下法面は町での管理を基本としていますが、実際には田畑に隣接している町道の下法面については、田畑の耕作者の方々に草刈りのご協力をいただいています。</p> <p>田畑に隣接していない町道の下法面や歩道部分については、通行に支障がある箇所などを把握して、随時草刈りを実施します。 場合によっては、企業にお願いすることもあると思います。 また、第7区ではアダプトプログラムの登録団体による地域保全活動も行われています。毎月7日に実施していただいているものも、アダプトプログラムに登録してもらっています。草刈りする際の保険や草刈り刃などを町でみています。アダプトプログラムの周知も必要であると思っています。 ご意見のあった町道については、確認します。</p> <p>【後日追記】 荒籠線及び山下踏切付近については、地域の方から草刈りの要望を受けているため、要望に応じて随時草刈りを実施しています。 野口・日恵寺線については、これまで周辺の農地所有者の方々に草刈りを行っていただきましたが、工場建設に伴う開発で草刈りを行う農地所有者がいなくなってしまったため、今後は要望に応じて草刈りを実施します。</p>
8	<p>(補足質問) 田畑に関わる法面は、田畑の所有者が草を切るということだが、田畑がなくなって切る人がいなくなり、アダプトプログラムの登録者がいないような町道については、町に常に依頼していいのか。</p>	<p>草刈りをするかどうかは分かりませんが、情報としては管理します。</p>

No.	質疑内容等	回答など
9	<p>長野地区(旧松田商店付近と野口方面の2か所)の防犯カメラの設置について、7月に要望書を提出していた。 スピードを出して通過する車両や塀に接触する車両、防火用水の上などのゴミ等の放置がある。 その他の組合からも要望があったため、区長から要望書の提出を行っている。</p>	<p>防犯カメラを設置すると、抑止力にもなります。 質問No.4の丸都運輸付近の防犯カメラの設置については、県境にも近いこと、通学路であること、ポラードなどの交通安全施設の破損があったことなどから、設置を予定しているところです。 他の要望については、他の区からの要望もあるため、危険度を考えて優先順位を決めていきたいと思います。区長から詳細を聞きながら決めていきたいと思います。 スピードの出しすぎの抑制には、カラー舗装も効果があると思います。</p>
10	<p>長ノ原地区は、開発(50戸連たん制度ではない)の対象になっているのか。</p>	<p>業者は動いていましたが、長ノ原地区で、同意がとれないところがあったので、一旦止まっています。業者が全員の同意が取れなくてもいい違う手法で提案してきていますが、地権者全員の同意がとれない開発はやるべきではないと思っています。</p>
11	<p>50戸連たん制度の説明に来られたが、その後何も音沙汰がない。</p>	<p>50戸連たん制度は、道があれば1軒だけでも、住民の方と業者のマッチングにより進んでいきます。道路がないと困るので、道路について町がどのような支援ができるかが課題となっています。</p>

No.	質疑内容等	回答など
12	<p>村中線が国道から高速道路の側道までの抜け道になっている。 以前、質問した際に、交通安全施設を設置するなどの対策を考えるために警察に伝えるとのことだった。現在も警察との協議中なのか。 前回の質問後に「スピードおとせ」の看板は設置済である。</p>	<p>質問の町道は、現在、速度制限はない道路であるが、30キロ制限にできるかどうかを警察に相談したいと思います。30キロ制限については、地元 の同意が必要になります。なお、令和8年9月から、中央線のない道路は、 30キロ規制になります。 警察からどのような回答があったかについては、回答します。</p> <p>【後日追記】 警察に確認したところ、30キロ制限については令和8年9月の法改正を 待ってもらうよう説明をしているとのことでした。 また、交通安全施設の追加設置について警察に確認したところ、ラバー ポールなどの設置は幅員が狭く、民家の出入口も多く通行の障害になる可 能性があるため、これ以上の対策は難しいとのことでした。今後、町ででき る対策として、防犯カメラの設置などを検討します。 30キロ規制の説明について、令和8年4月からと説明していましたが、9 月からに訂正します。</p>

※分野は、全般・くらし・福祉・産業・まちづくり・教育・その他のいずれかを選んでください。